

09 期日指定定期預金

平成29年10月1日現在

商品名	・期日指定定期預金
販売対象	・個人のお客さまのみ
期間	<ul style="list-style-type: none"> ・最長3年（据置期間1年） ・満期日は、預入日から1年後以降3年までの任意の日をご指定いただけます。（満期日のご指定は1か月前までに通知いただくことが必要です。）（満期日のご指定がない場合は最長預入期限を満期日とします。） ・元金の一部について満期をご指定いただくこともできます。 ・最長預入期限（3年）ごとの自動継続の取り扱いもできます。（この場合、継続後の定期預金の期間については継続前と同じとなります。）
預入 (1)預入方法 (2)預入金額 (3)預入単位	<ul style="list-style-type: none"> ・一括預入 ・100円以上300万円未満 ・1円単位
払戻方法	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日以降に一括して払い戻しいたします。（元金の一部について満期日をご指定いただく場合は、1万円以上で取扱います。）
利息 (1)適用金利 (2)利払方法 (3)計算方法	<ul style="list-style-type: none"> ・固定金利 ・預入日における店頭表示の利率を約定利率として満期日まで適用します。（自動継続後の利率は継続日における店頭表示の利率を適用します。） ・満期日以降に一括して払い戻しいたします。 ・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算かつ1年複利。
税金	<ul style="list-style-type: none"> ・お利息には20%（国税15%・地方税5%）の税金がかかります。（ただし、マル優をご利用の場合は除きます。） ※平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に支払われるお利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。
付加できる・特約事項	<ul style="list-style-type: none"> ・マル優の取り扱いができます。 ・自動継続扱いのものは、総合口座の担保とすることができます。（貸越利率は担保定期預金2年以上利率に0.5%上乗せした利率）
中途解約時・の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日までに解約する場合は、預入日から解約日の前日までの日数によって別表「定期預金の中途解約利率一覧表」の期限前解約利率による利息を計算して元金とともにお支払いします。
金利情報の入手方法	<ul style="list-style-type: none"> ・金利は店頭備え付けの金利ボードまたは窓口へご照会ください。
苦情処理措置・紛争解決措置	<p>苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店又はコンプライアンス部お客さま相談室（9時～17時、電話：072-621-9363）にお申し出ください。</p> <p>紛争解決措置 公益社団法人民間総合調停センター（06-6364-7644）東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは当金庫営業日に、上記コンプライアンス部お客さま相談室又は全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）—もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫コンプライアンス部お客さま相談室もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせ下さい。</p>
その他の参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日以降の利息は解約日または書替日の普通預金利率により計算します。 ・預金保険制度の対象となる預金で、元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。（当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます。）

北おおさか信用金庫